

長崎港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成30年 10月

長崎港港湾管理者

長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成26年 6月 第47回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成26年 7月 交通政策審議会第56回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成27年10月 第48回長崎県地方港湾審議会

の議を経た長崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	-----	1
I 港湾施設の規模及び配置	-----	2
1 小型船だまり計画	-----	2
2 臨港交通施設計画	-----	3
II 土地造成及び土地利用計画	-----	4
1 土地造成計画	-----	4
2 土地利用計画	-----	4

変更理由

港湾における交通の円滑化を図るため、松が枝地区において、小型船だまり計画、臨港交通施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1 小型船だまり計画

1-1 松が枝地区

官公庁船の利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

物揚場	水深 3 m	延長 75 m	[既定計画]
岸壁	水深 4.5 m	延長 60 m	[既定計画]
岸壁	水深 5.5 m	延長 110 m	(工事中) [既設]
埠頭用地	1 ha		[既定計画の変更計画]

既設

岸壁 水深 5.5 m 延長 110 m (工事中)

既定計画

物揚場 水深 3 m 延長 75 m

岸壁 水深 4.5 m 延長 60 m

埠頭用地 1 ha

2 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、次の施設について計画を変更する。

2-1 道路

臨港道路琴平線

起点 琴平地区 終点 国道499号 2車線[既定計画の変更計画]

既定計画

臨港道路琴平線

起点 琴平地区 終点 国道499号 2車線

II 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
松が枝地区	(1) 1					(1) 1		(1) 1	(3) 3

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記載した。

2 土地利用計画

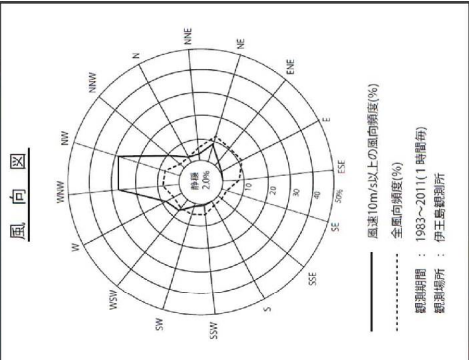
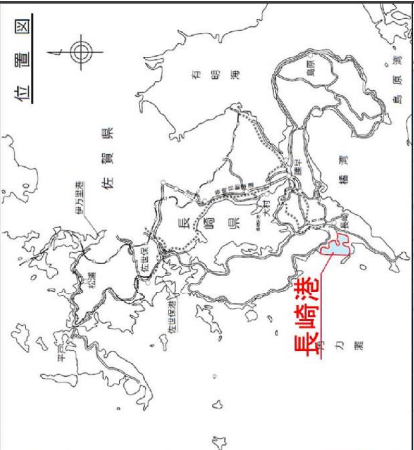
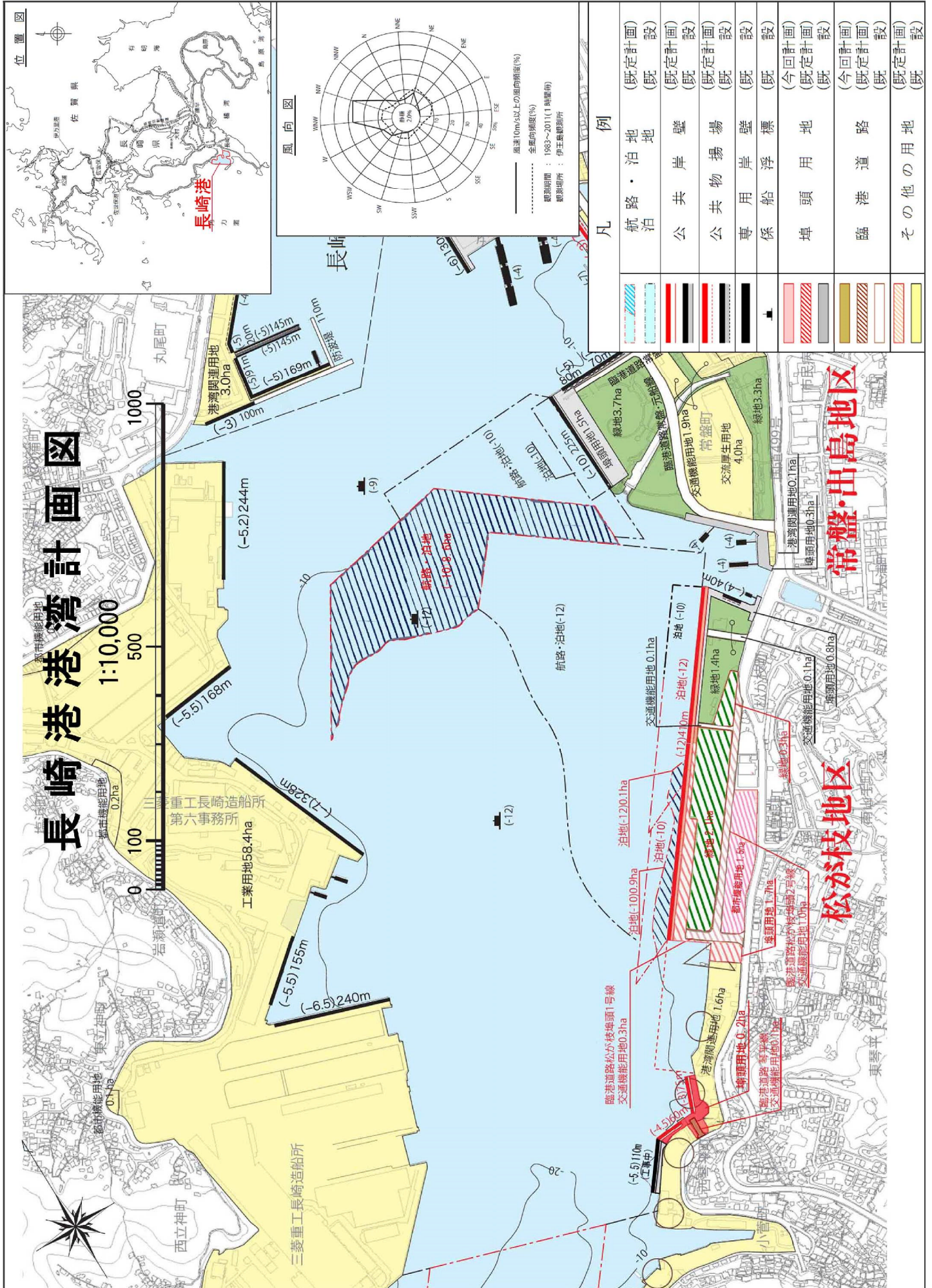
単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
松が枝地区	(3) 3	(8) 8			2	(2) 2		(4) 4	(16) 18

注4) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注5) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注6) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記載した。



凡例	
	航路・泊地 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)
	公共物揚場 (既定計画)
	専用岸壁 (既定計画)
	係船浮標 (既定計画)
	埠頭用地 (今回計画)
	臨港道路 (既定計画)
	その他の用地 (既定計画)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同時発行の2万5千1地形図を複製したものである。(承認番号 平30情複、第788号)」